

修善寺町外3町合併協議会

No.11

平成16年2月1日号

合併協議会だより

修善寺町 土肥町 天城湯ヶ島町 中伊豆町

合併協議会のホームページ <http://www.izucity.jp> (<http://www.shuzenji.kyogikai.mishima.shizuoka.jp/gappei/>)

伊豆市の市章・市の花・市の木・市の鳥を募集します！

平成16年4月30日まで各町役場、合併協議会（4月1日以降は、市役所と支所）にて受け付けます。
 詳細については、各町の広報誌又はホームページ等をご覧ください。

前号の合併協議会だより第10号（1月号）に引き続き、昨年12月4日の第16回修善寺町外3町合併協議会で報告された調整結果をお知らせします。

報告 24号 使用料、手数料等の取扱い

【調整方針及び結果】使用料、手数料について「合併時まで統一する等」を調整し、新市の使用料手数料表を提示する。

● 学校等教育施設使用料(グラウンド・体育館・柔道場・教室・ホール) ●

修善寺町

種別	場所	時間別	使用料金	納付時期	
幼稚園	教室 ホール	8:00~17:00	4,000円	使用の許可を受けたとき	
		17:00~22:00	6,000円		
		8:00~22:00	8,000円		
小学校 中学校	教室	8:00~17:00	4,000円	使用の許可を受けたとき	
		17:00~22:00	6,000円		
		8:00~22:00	8,000円		
	屋内運動場		9:00~12:00	1,000円	使用の許可を受けたとき
			13:00~17:00	1,000円	
			9:00~17:00	2,000円	
			18:00~21:00	1,000円	
			13:00~21:00	2,000円	
			9:00~21:00	3,000円	
小中学校 グラウンド	運動場	5:00~8:00	500円	使用の許可を受けたとき	
		8:00~12:00	1,000円		
		12:00~17:00	1,000円		
		17:00~19:00	500円		
		19:00~21:00	500円		

天城湯ヶ島町

種別	使用料	納付時期
学校・幼稚園等		
体育館講堂	1日 3,000円	使用の許可を受けたとき
	半日 1,500円	
普通教室	1日 1,200円	使用の許可を受けたとき
	半日 600円	
運動場	1日 2,000円	使用の許可を受けたとき
	半日 1,000円	

備考

上記の他に電気、水道、電話、器具等使用の場合は別に料金担当額を徴収する。

中伊豆町

施設名	区分	午前	午後	夜間	摘要
		8時~12時	1時~5時	6時~9時30分	
中伊豆町立学校 運動場	町内一般	520円	520円	520円	1面につき
	その他	2,100円	2,100円		
中伊豆町立学校 テニスコート	町内一般	310円	310円		1面につき
	その他	2,100円	2,100円		
中伊豆町立学校 体育館	町内一般	520円	520円	1,050円	
	その他	2,100円	2,100円	3,670円	
中伊豆町立学校 柔道場	町内一般	520円	520円	730円	
	その他	2,100円	2,100円	2,620円	

伊豆市

グラウンド(小学校・中学校)

時間	使用料
8:00~12:00	1,000円
13:00~17:00	1,000円
18:00~21:00	1,000円
湯ヶ島小ナイター	3,000円

体育館・柔道場(小学校・中学校)

時間	使用料
8:00~12:00	1,000円
13:00~17:00	1,000円
18:00~21:00	1,000円

教室及びホールについては廃止する。

● 運動施設使用料 ●

(狩野ドーム・狩野グラウンド・中伊豆グラウンド・八幡グラウンド・八岳グラウンド・白岩グラウンド・中伊豆弓道場・中伊豆社会体育館)

天城湯ヶ島町

体育センター総合体育館使用料

種目名	面数	9:00~12:00	11:00~17:00	18:00~21:00
メインバスケット	1(全)	9,000円	12,000円	12,000円
メインバレー	1(全)	9,000円	12,000円	12,000円
サブバスケット	1(1/3)	3,000円	4,000円	6,000円
サブバレー	1(半)	4,500円	6,000円	7,500円
サブバレー	1(1/3)	3,000円	4,000円	6,000円
バドミントン	1(1/10)	900円	1,200円	3,900円
テニス	1(半)	4,500円	6,000円	7,500円
卓球	1(1/10)	900円	1,200円	3,900円
100mトラック	1(全)	9,000円	12,000円	12,000円
その他スポーツ	全面	9,000円	12,000円	12,000円

備考

- 1.中学生以下が個人で使用する場合は使用料は、規定額の2分の1とする。
- 2.使用のための準備及び原状回復のための時間は、使用時間を含む。
- 3.昼間体育館において電灯を使用する場合は、1時間(1時間に満たない場合は1時間とする)につき1,000円を徴収する。
- 4.町民以外の者が使用する場合は使用料は、規定額の2倍とする。
- 5.興行等、営業で使用する場合は使用料は、規定額の40倍とする。

体育センターグラウンド使用料

1日	半日	夜(ナイター)	早朝・夕方
8:00~17:00	8:00~12:00	19:00~21:30(4月~8月)	5:30~7:00
	13:00~15:00	18:30~21:00(9月~3月)	17:30~18:30
2,000円	1,000円	7,500円	500円

備考

- 1.町民以外の者が使用する場合は使用料は、規定額の2倍とする。

中伊豆町

施設名	区分	午前	午後	夜間	摘要
		8時~12時	1時~5時	6時~9時30分	
中伊豆町民グラウンド	町内一般	1,260円	1,260円	7,350円	
	その他	5,250円	5,250円	18,900円	
中伊豆町弓道場	町内一般	420円	420円	520円	
	その他	1,570円	1,570円	1,890円	
中伊豆町八岳グラウンド	町内一般	310円	310円	520円	
	その他	1,050円	1,050円		
中伊豆町社会体育館	アリーナ	町内一般	1,050円	1,050円	アリーナ半面につき
		その他	4,200円	4,200円	4,200円
	2階広場	町内一般	420円	420円	630円
		その他	1,570円	1,570円	2,100円

伊豆市

狩野ドーム使用料

面数	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00
1(全)	9,000円	12,000円	12,000円
1(半)	4,500円	6,000円	7,500円
1(1/3)	3,000円	4,000円	6,000円
1(1/10)	900円	1,200円	3,900円

トレーニングルームは、1回100円。但し講習が必要。

備考

- 1.使用のための準備及び原状回復のための時間は、使用時間を含む。
- 2.昼間体育館において電灯を使用する場合は、1時間(1時間に満たない場合は1時間とする)につき1,000円を徴収する。
- 3.市民以外の者が使用する場合は使用料は、規定額の2倍とする。
- 4.興行等、営業で使用する場合は使用料は、規定額の40倍とする。

狩野グラウンド使用料

1日	半日	夜(ナイター)	早朝・夕方
8:00~17:00	8:00~12:00	19:00~21:30(4月~8月)	5:30~7:00
	13:00~15:00	18:30~21:00(9月~3月)	17:30~18:30
2,000円	1,000円	7,500円	500円

備考

- 1.市民以外の者が使用する場合は使用料は、規定額の2倍とする。

中伊豆地区グラウンド使用料

施設名	午前	午後	夜間
	8時~12時	1時~5時	6時~9時
中伊豆グラウンド	1,000円	1,000円	7,000円
八幡グラウンド	1,000円	1,000円	1,000円
八岳グラウンド	1,000円	1,000円	
白岩グラウンド	1,000円	1,000円	
中伊豆弓道場	500円	500円	500円
中伊豆社会体育館	アリーナ	1,000円	1,000円
	2階広場	500円	500円

備考

- 1.市民または市内の事業所に勤務する者以外の方が使用する場合は、当該使用料の額に2を乗じて得た額を使用料とする。

● 中伊豆中央公民館使用料 ●

中伊豆町

施設使用料

室名	時間区分 使用人数	午前	午後	夜間	冷暖房料 (基本料に加算)
		9時~12時	1時~5時	5時~9時	
大集会室	100人以上	5,250円	7,350円	8,400円	10割増
	100人未満	3,150円	3,150円	3,150円	
	50人未満	1,570円	1,570円	1,570円	
和室1	25人	520円	730円	840円	10割増
和室2	25人	520円	730円	840円	1室の場合100円
談話室	10人	520円	730円	840円	100円
実習室	25人	520円	730円	840円	100円
小会議室	15人	310円	520円	520円	100円
講義室1	30人	520円	730円	840円	10割増
講義室2	30人	520円	730円	840円	1室の場合100円
視聴覚室	25人	520円	730円	840円	100円
図書室	15人	310円	520円	520円	100円
ステージ	10人	520円	520円	520円	100円

備考

- 1.図書閲覧による図書室の使用は、無料とする。
- 2.使用時間(許可時間)が延長した場合の使用料は、超過30分未満は切り捨て30分以上は1時間とし、1時間につき基本料金の3割を徴収する。ただし、10円未満は切り捨てる。
- 3.大集会室を使用する場合並びに和室1・2、及び講義室1・2を同時に使用する場合以外は、石油ストーブ暖房とする。
- 4.中伊豆町の住民以外の者が使用する場合は、基本料に備考2及び3に規定する額を加算したものの10割を加算する。

伊豆市

施設使用料

室名	区分 使用人数	基本料		
		午前	午後	夜間
		9時~12時	1時~5時	6時~9時
大集会室	250人	4,500円	6,000円	4,500円
ステージ	10人	1,000円	1,000円	1,000円
小会議室1	15人	1,000円	1,000円	1,000円
小会議室2	15人	1,000円	1,000円	1,000円
談話室	10人	1,000円	1,000円	1,000円
和室	50人	1,000円	1,000円	1,000円
実習室	25人	1,000円	1,000円	1,000円
視聴覚室	25人	1,000円	1,000円	1,000円
講義室	60人	1,000円	1,000円	1,000円

備考

- 1.使用時間(許可時間)が延長した場合の使用料は、超過30分未満は切り捨て30分以上は1時間とし、1時間につき基本料金の3割を徴収する。
- 2.使用期間は、5月1日から9月30日までを9時から21時30分まで、10月1日から4月30日までを9時から21時までとする。

設備使用料

区分	品名	数量	使用料	備考
音響器具	放送装置	1式	1,570円	アンプ、マイク、コード、スタンド等 ワイヤレスマイク
	ワイヤレスアンプ	1式	730円	
照明器具	スポットライト	1式	1,570円	写真撮影用
	ステージ照明	1式	1,570円	
	スタジオ照明	1式	2,100円	
視聴覚器具	16mm固定映写機	1式	1,570円	
	16mm移動映写機	1式	1,050円	
	スライド映写機	1式	520円	
	レコードプレーヤー	1台	520円	
	テープレコーダー	1台	520円	
その他	OHP	1式	520円	
	ステージどんちょう	1式	520円	
	料理実習用具	1式	1,570円	
	ガスコンロ	1台	210円	
	湯沸器	1台	210円	

設備使用料

品名	数量	使用料	備考
放送装置	1式	1,500円	アンプ、マイク、コード、スタンド等
ワイヤレスアンプ	1式	1,000円	ワイヤレスマイク
OHP	1式	500円	

公民館結婚式使用料

区 分	基本料	冷暖房料	備考
披露宴に大集会室を使用する場合	31,500円	15,750円	1 階
披露宴に講義室等を使用する場合	21,000円	10,500円	3 階
結婚式場のみを使用する場合	5,250円	2,100円	

公民館結婚式使用料については廃止する

天城湯ヶ島支所会議室使用料

天城湯ヶ島町

種 類	使用料	納付時期
1 庁 舎		
大会議場	1日 1,500円	使用の許可を受けたとき
	半日 1,000円	
小会議場	1日 1,000円	使用の許可を受けたとき
	半日 600円	
2 支 所		
事 務 所	別に契約で定める額	別に契約で定める額
大会議場	1日 1,500円	使用の許可を受けたとき
	半日 1,000円	
小会議場	1日 1,000円	使用の許可を受けたとき
	半日 600円	

伊豆市

廃止する

中伊豆交流センター使用料

中伊豆町

室 名	使用人員	9時～12時	13時～17時	17時～21時
研修室兼郷土芸能等交流室	30人以上	3,150円	5,250円	5,250円
	30人未満	1,050円	2,100円	2,100円
健康相談室(和室12.5畳)	18人	520円	1,050円	1,050円
一般相談室(和室10畳)	15人	520円	1,050円	1,050円

伊豆市

室 名	使用人員	9時～12時	13時～17時	17時～21時
研修室兼郷土芸能等交流室	30人以上	3,000円	5,000円	5,000円
	30人未満	1,000円	2,000円	2,000円
健康相談室(和室12.5畳)	18人	500円	1,000円	1,000円
一般相談室(和室10畳)	15人	500円	1,000円	1,000円

火葬場使用料

土肥町

種 別	単 位	使 用 者	
		土肥町及び戸田村の住民	土肥町及び戸田村以外の住民
年齢12歳以上	1死体	10,000円	15,000円
年齢12歳未満	1死体	8,000円	12,000円
胎 児	1死体	5,000円	8,000円
保管料	1 夜	5,000円	8,000円
身体の一部	1 回	5,000円	8,000円

伊豆市

火葬場(伊豆市戸田村衛生施設組合)

種 別	単 位	使 用 者	
		伊豆市及び戸田村の住民	伊豆市及び戸田村以外の住民
年齢12歳以上	1死体	10,000円	15,000円
年齢12歳未満	1死体	5,000円	8,000円
胎 児	1死体	3,000円	5,000円
保管料	1 夜	5,000円	8,000円
身体の一部	1 回	3,000円	5,000円

中伊豆町

種 別	死体1体につき	
	中伊豆町、修善寺町、天城湯ヶ島町	左記以外のもの
年齢12歳以上	10,000円	15,000円
年齢12歳未満	5,000円	8,000円
胎 児	3,000円	5,000円
身体の一部	3,000円	5,000円

中伊豆町

種 別	死体1体につき	
	伊豆市の住民	左記以外のもの
年齢12歳以上	10,000円	15,000円
年齢12歳未満	5,000円	8,000円
胎 児	3,000円	5,000円
身体の一部	3,000円	5,000円

保管は原則としてしない

保管は原則としてしない

● 中伊豆保健福祉センター使用料 ●

中伊豆町

室名	収用人員	9時～12時	13時～17時	17時～21時
多目的研修室1	80人	2,100円	3,150円	4,200円
多目的研修室2	70人	2,100円	3,150円	4,200円
研修室1・2	20人	2,100円	3,150円	4,200円
ふれあい談話室	40人	2,100円	3,150円	4,200円
栄養指導実習室	30人	2,100円	3,150円	4,200円

備考 冷暖房使用の場合は、5割増しとする。

伊豆市

室名	収用人員	9時～12時	13時～17時	17時～21時
多目的研修室1	80人	2,000円	3,000円	4,000円
多目的研修室2	70人	2,000円	3,000円	4,000円
研修室1・2	20人	2,000円	3,000円	4,000円
ふれあい談話室	40人	2,000円	3,000円	4,000円
栄養指導実習室	30人	2,000円	3,000円	4,000円

備考

1. 冷暖房使用の場合は、5割増しとする。
2. 「市民又は市内の事業所に勤務する者」以外の者が使用する場合は、当該使用料の額に2を乗じて得た額を使用料とする。

● 地域集会施設及び広場使用料 ●

修善寺町

なし

土肥町

小土肥生活改善センター、小土肥農村広場
使用料は徴収しない。ただし、収益を目的とする利用、個人的な利用の場合は徴収することができる。

天城湯ヶ島町

区分	7:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00
集会場	1,000円	1,000円	1,500円
広場	1,500円	1,500円	

中伊豆町

町立地域集会施設等
使用料は徴収しない。ただし、収益を目的とする利用、個人的な利用の場合は徴収することができる。

伊豆市

使用料は徴収しない。ただし、収益を目的とする利用、個人的な利用の場合は徴収することができる。

● 手数料(農業・林業・総務) ●

修善寺町

土肥町

天城湯ヶ島町

中伊豆町

農業

	修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	中伊豆町
死亡獣畜取扱場の設置の許可	1通 16,800円		1件 25,200円	16,800円
動物の飼養又は収容の許可	1通 8,600円		1件 8,600円	

林業

	修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	中伊豆町
鳥獣飼養許可証の交付、又は更新若しくは再交付	1通 3,400円	1通 3,400円	3,400円	2,300円

総務

	修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	中伊豆町
文書受理に関する証明	1通 300円	1通 300円	1件 300円	
公簿、公文書もしくは図面の謄本又は抄本の交付	公簿公文書は1冊 図面は1枚につき 300円	1件 300円	1枚 300円	1通 300円
公簿、公文書又は図面の閲覧	300円	1時間 300円	1種類 300円	
土地その他被害に関する証明			1件 300円	

伊豆市

農業

	伊豆市
死亡獣畜取扱場の設置の許可	1件 16,800円
動物の飼養又は収容の許可	1件 8,600円

林業

	伊豆市
鳥獣飼養許可証の交付、又は更新若しくは再交付	1通 3,400円

総務

	伊豆市
文書受理に関する証明	廃止
公簿、公文書若しくは図面の謄本又は抄本の交付	1件 300円
公簿、公文書又は図面の閲覧	廃止
土地その他被害に関する証明	廃止

- イ 保育所・保育園の給食
保育所・保育園の給食は、地域の実情を考慮し、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- ウ 一時保育
一時保育について、土肥町は、現行のとおり新市に引き継ぐ。修善寺町・天城湯ヶ島町・中伊豆町は、保育園の運営状況により実施する。
- エ 子育て支援事業
子育て支援事業は、地域の実情を考慮し、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- オ 放課後児童クラブ
放課後児童クラブは、国又は県の定める制度に準拠し、現行のとおり新市に引き継ぐ。

報告 32 号

各種事務事業の取扱い(福祉関係事業)障害者福祉

【調整方針】

重度身体障害者(児)日常生活用具給付は、合併時までに調整し新市において実施する。

【調整結果】

重度身体障害者(児)日常生活用具給付は、合併時に、修善寺町の例により統一する。

報告 33 号

各種事務事業の取扱い(環境対策事業)

【調整方針】

生ゴミ処理機購入費補助は、一般家庭を対象に、生ゴミ処理容器及び電気式生ゴミ処理機について合併時までに調整し、新市において実施する。

【調整結果】

購入費の補助を行う。グループ購入への上乗せ及びコンポスト容器の貸し出しは廃止する。

ア 一般家庭を対象に、電気式生ゴミ処理機について購入費の補助を行う。補助率は購入額の2分の1とし、補助上限30,000円、100円未満の端数は切り捨て。

イ 一般家庭を対象に、生ごみ処理容器について購入費の補助を行う。補助率は購入額の2分の1とし、補助上限10,000円、100円未満の端数は切り捨て。

ウ グループ購入への補助率上乗せ及びコンポスト容器の貸し出しは、合併時に廃止する。

報告 34 号

各種事務事業の取扱い【建設(港湾)関係事業】

【調整方針】

公営住宅関係事業については、次のとおり実施するものとする。

【調整結果】

ア 家賃については、合併時から3年間で段階的な負担調整を行い、利便性係数については、合併時までに調整を図る。
家賃算定に用いる利便性係数については、立地係数の負担調整が終わった時点で見直しをする。

報告 30 号

各種事務事業の取扱い(福祉関係事業)高齢者福祉

【調整方針】

家族介護用品の支給事業は、国又は県等が定める制度に準拠し、修善寺町の例により、合併時までに調整し、新市において実施する。

【調整結果】

家族介護用品の支給事業は、国又は県等が定める制度に準拠し、修善寺町の例により統一する。ただし、対象者は要介護3・4・5の者及び同等の者と重度心身障害者の者に支給し、月5,000円を限度として給付する。

【調整方針】

次の事務事業については、合併時までに調整し、新市において実施する。

【調整結果】

ア 軽度生活援助事業
軽度生活援助事業は、合併時に、中伊豆町の例により統一する。

イ 介護予防事業
介護予防事業は、転倒骨折予防事業・痴呆予防教室を、各支所において統一的に実施する。

ウ 家族介護者教室
家族介護者教室は、合併時に、土肥町の例により統一する。

エ 高齢者等に対する施設利用助成
高齢者等に対する施設利用助成は、新市において、公設温泉施設で利用できる無料券を広報紙に印刷し、世帯当たり年間2枚配布する。

報告 31 号

各種事務事業の取扱い(福祉関係事業)児童母子福祉

【調整方針】

次の事務事業については、合併時までに調整し、新市において実施する。

【調整結果】

ア 保育料
保育料は、現行保育料の各階層最低額を基準とする。

	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1階層	0円	0円	0円
第2階層	5,400円	3,000円	3,000円
第3階層	11,700円	7,000円	7,000円
第4階層	18,000円	13,500円	13,500円
第5階層	30,800円	22,000円	20,000円
第6階層	38,500円	24,000円	22,000円
第7階層	48,000円	26,000円	24,000円

イ 出産祝金
出産祝金は、伊豆市に1年以上在住経過し、出産した者に支給する。支給対象は、第2子20,000円、第3子以降50,000円とする。

【調整方針】

次の事務事業については、地域の実情を考慮し、合併時までに調整し新市において実施する。

【調整結果】

ア 保育所・保育園事業
保育所・保育園事業について、保育所数及び定員は現行のとおりとする。保育時間は平日・土曜日ともに7時30分から18時00分までとする。

心の教室相談事業については、合併時に統一する。
教室相談事業については、各学校の実情を考慮し、現行のとおり新市に引き継ぐ。

学校医・学校薬剤師等の委嘱・報酬については、地域性を考慮し合併時に統一する。

学校医・学校薬剤師等の委嘱・報酬については、次のとおりとする。

ア 内科医（1校当たり）

- ・小・中学校 20,000円 + 400円 × 生徒数
- ・幼稚園 20,000円 + 400円 × 幼児数

イ 歯科医（1校当たり）

- ・小・中学校 20,000円 + 200円 × 生徒数
- ・幼稚園 20,000円 + 400円 × 幼児数

ウ 薬剤師（1校当たり）

- ・小・中学校 20,000円
- ・幼稚園 15,000円

報告 36 号

各種事務事業の取扱い【社会教育(生涯学習)事業】

1 社会教育事業

【調整方針】

生涯学習推進大綱については、合併後1年以内に新市において策定する。

なお、生涯学習推進協議会は、合併時に新市において設置する。

【調整結果】

生涯学習推進協議会は、委員数は40名とし、選出は新市の生涯学習推進協議会設置要綱に基づき選出する。なお、各町に生涯学習地区推進委員を置く

【調整方針】

公民館事業については、合併時までに調整する。なお、公民館運営審議会については、合併時に新市において設置する。

【調整結果】

1 公民館事業

ア 公民館等主催事業開催業務

- ・文化講演会、市民大学講座、親子人形劇等の開催

イ 各種講座・学級・教室等の開催

- ・4町の生涯学習センター単位で事業を検討し実施する。
- ・講座は、青少年・成人・高齢者・家庭教育の部門に分け検討する。
- ・受講料は統一し、徴収する。

ウ 天城湯ヶ島町現事務所の位置付け

- ・生涯学習センターとし、各公民館と同等とする。

2 公民館運営審議会

- ・委員は、社会教育委員との兼務とし、定数は社会教育委員と同数の15名とする。

【調整方針】

青少年健全育成事業については、合併時に統一する。

【調整結果】

事業の推進のため、次のとおりとする。

- (1) 青少年健全育成推進委員会を組織する。
 - (2) 伊豆市青少年問題協議会を設置する。
 - (3) 青少年健全育成事業は次のとおりとする。
 - ・青少年健全育成大会
会場一箇所で開催。
- (内容は、青少年の主張発表、表彰等)

イ 駐車場の供用・使用料については、団地毎の実情に応じ、供用等の有無を合併時に定める。

天城湯ヶ島町については、現行どおり徴収する。修善寺町、土肥町、中伊豆町については、区画割り及び入居者との契約をし、家賃調整期間終了時から徴収する。

ウ 維持管理費については、入居者負担分と施設管理者負担分を明確化し、合併時に統一する。

浄化槽維持管理費は入居者負担とする。

報告 35 号

各種事務事業の取扱い(学校教育事業)

【調整方針及び結果】

教育委員会会議については、合併時に統一する。

教育委員会会議については、毎月一回定例会を開催する。

教育財産の目的外使用については、合併時に統一する。
なお、学校プールの貸し出しはしないこととする。

教育財産の目的外使用については、プール・普通教室・特別教室・幼稚園施設は貸し出ししない。貸出する施設は、グラウンド・体育館・柔道場とする。

学校給食の実施については、地域の実情を考慮し、新市において調整する。給食センター運営委員会を新市において設置する。給食費は新市において統一する。

学校給食の実施については、地域の実情を考慮し、現行のとおり新市に引き継ぐ。給食費は、合併時に、幼稚園3,000円・小学校3,900円・中学校4,600円に統一する。

要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、合併時に統一する。

要保護・準要保護児童生徒の就学援助について、認定基準は国の基準に統一し、年3回支給とする。

校外活動等補助(小学校)については、合併時に統一する。

校外活動等補助(小学校)は、各学年社会科見学と4年生・5年生・6年生のキャンプについて年1回補助を行う。

校外・部活動費等補助(中学校)については、それぞれの地理的要素を考慮し、合併時に統一する。

校外・部活動費等補助(中学校)については、次のとおりとする。

ア 公式戦はバスを借上げる。

イ 東部大会以上は補助金で対応する。

ウ 地理的要素を考慮し、土肥中学校のみ、練習試合で年12回市バスを利用する。

エ 教育活動指導補助金は、生徒指導教諭・進路指導教諭・部活指導教諭に対し、1人当たり年5,000円とする。

就学指導委員会については、合併時に統一する。

就学指導委員会について、委員は15人以内とする。構成は、医師・学校関係者・児童福祉関係者及びその他必要と認められた者の中から教育委員会が任命又は委嘱する。

町費臨時教諭等措置事業(非常勤講師及び介助職員)については、合併時に統一する。

町費臨時教諭等措置事業(非常勤講師及び介助職員)については、各学校の状況により実施する。

イ 体育指導委員関係事業

伊豆市スポーツ振興審議会を設置する。

- ・定数10人、任期1年、随時開催とする。

地区社会体育振興委員を設置する。

- ・各自治会等から(仮称)地区社会体育振興委員(地区体協)を選出してもらう。地区社会体育振興委員(地区体協)は、伊豆市主催スポーツ大会等の参加者・参加チームを各自治会等で取りまとめる。(「地区体協」の名前は使用せず、地区社会体育振興委員等の名称を使い、体協とは区別する。)
- ・市民マラソン大会(一般・ファミリーのみ実施)、駅伝大会、グランドゴルフ大会、ウォークラリー、地区対抗球技大会(男子バレーボール大会、女子バレーボール大会、父親ソフトボール大会、野球大会)、ハイキング

伊豆市教育委員会として次の教室等を実施する。

- (1) スポーツ教室・講習会(子ども・成人水泳教室、硬式テニス教室、女子ソフトボール教室、バレーボール教室、ウインドミル投法教室)
(親子体操教室・太極拳教室は、公民館講座とする。)
- (2) 各種スポーツ大会(体育指導委員に委託)
(市民マラソン大会、駅伝大会、グランドゴルフ大会、ウォークラリー)
- (3) 地区対抗球技大会(男子バレーボール大会、女子バレーボール大会、父親ソフトボール大会、野球大会)
- (4) ハイキング
- (5) スポーツ少年団補助事業
スポーツ少年団補助は、伊豆市スポーツ少年団連絡協議会を立ち上げ、加盟団体のみ交付。事務局は教育委員会。委員は各種目から1名選出。

体育協会

- ・伊豆市体育協会は、競技体協とする。伊豆市体育協会設立準備会において、加盟団体の募集と組織作りを行う。

その他各種スポーツ大会等

- (1) 全日本ソフトボール：合併前から、誘致を行う。
- (2) 高校生男女ソフトボール：合併前から、誘致を行う。
- (3) 平塚市駅伝大会：合併後、伊豆市教育委員会で検討する。

報告 37 号

事務組織及び機構の取扱い

【調整結果】

平成15年12月4日時点での配置予定人員は次頁の行政機構図(人員配置図)のとおりである。

人員配置図については、平成16年1月1日時点での修正案を掲載してあります。

- ・青少年の海外研修
参加補助金の統一(青年の船、コースウイング、コースカレッジへの参加)
- ・グループリーダー
補助金・助成金は現行のとおり(家庭教育学級、ガールスカウト、ジュニアリーダースクラブ等)

【調整方針】

次の事務事業については、新市において調整し、実施する。

【調整結果】

ア 「成人式」については、次のとおりとする。

- ・実施方法 伊豆市全体として開催する
- ・会場 会場一箇所にて午前中開催
- ・内容 式典、アトラクション(予定)

イ 「文化祭」については、次のとおりとする。

- ・文化祭は、年1回、会場一箇所、部門別(音楽、芸能、展示、視聴覚)に開催する。
- ・第1回(平成16年度)については、修善寺町で開催。(2回目以降は、公民館で検討のうえ決定)

文化協会：合併時に伊豆市文化協会として統合する。

- ・組織：本部組織と支部組織の両輪で当面の間活動する。
- ・事業：新市の開催する文化祭、文化講演会に協力する。文化協会だよりの発行、講座の開設、歴史・文学散歩、研修会の開催、各施設等への作品展示。

【調整方針】

文化財関係事業については、次のとおりとする。

ア 重要文化財等保存事業補助については、新市において調整する。

【調整結果】

重要文化財等保存事業補助(国関係:史跡・遺跡)は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、登録有形文化財については、補助を廃止する。国または民間団体の低金利の貸し付けを利用してもらう。

- ・土肥町文化財保存費補助金交付要綱は、合併時廃止する。(必要があれば新市で検討する。)

【調整方針】

イ 文化財保護審議会および文化財調査・保護業務(町・県指定)については、合併時に統一する。

【調整結果】

新市の文化財保護審議会を設置する。

- ・委員数は15人程度とし、年間7回程度開催する。文化財調査・保護業務(町・県指定)
- ・天城湯ヶ島町の町・県指定文化財は管理費として補助しているが、合併時に廃止する。
- ・修善寺町の無形文化財保存会補助金は、合併時に廃止する。
- ・中伊豆町の借地料及び管理委託は現行どおりとする。

2 社会体育事業

【調整方針】

次の事務事業については、合併時に統一する。

ア 体育指導委員関係事業

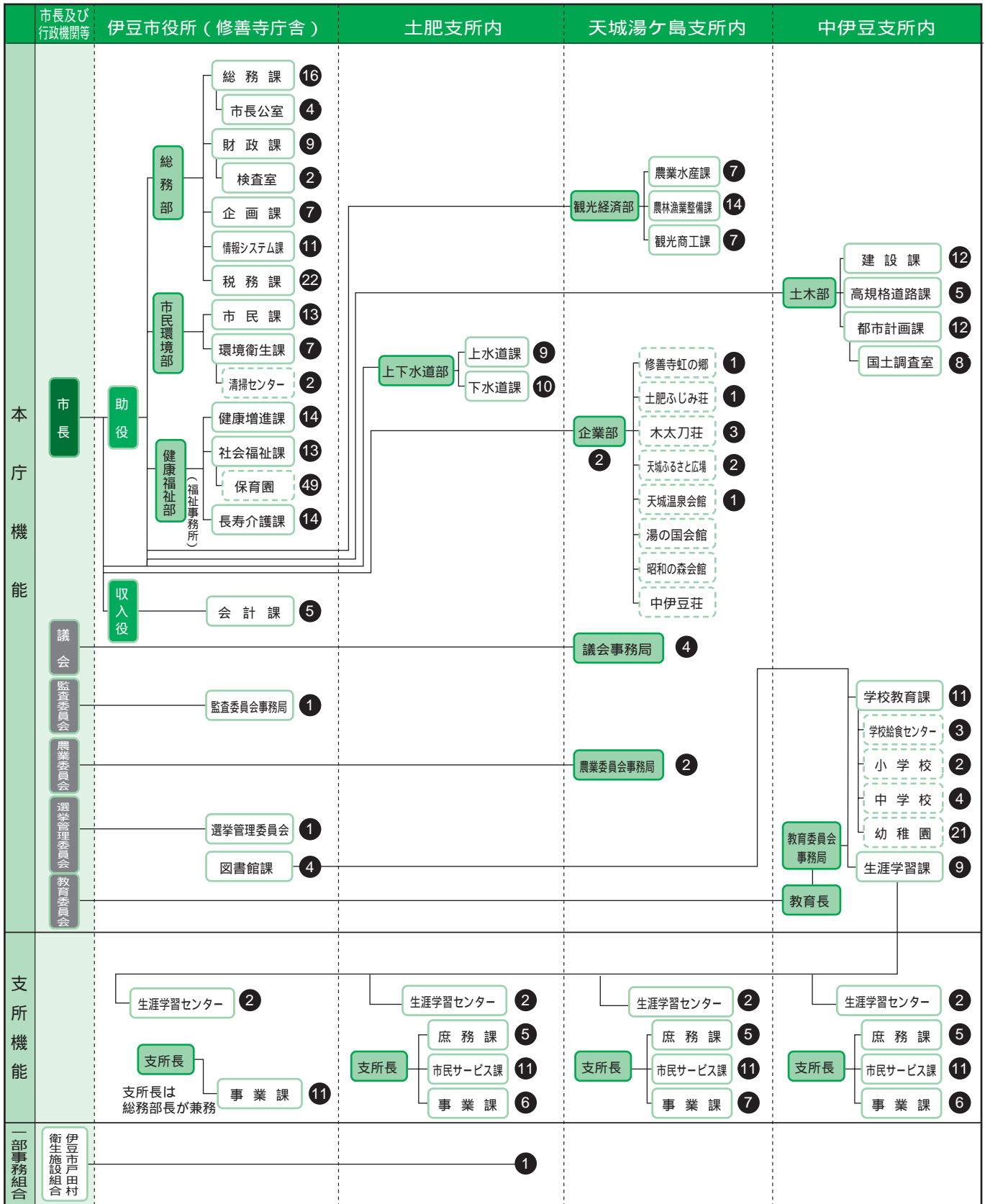
体育指導委員会を設置し、委員の定数を30人、任期を2年とする。

定例会6回、軽スポーツ教室6回の事業を行う。

他に市民への軽スポーツの普及、伊豆市開催のスポーツ事業への協力(父親ソフトボール、男子バレーボール、女子バレーボール等)、地区社会体育振興委員との連携で行っていく。

伊豆市行政機構図(人員配置図) 平成16年1月1日現在の(案)

数字については課長を含めた職員数、()内はその内数



発行部数：13,600部(協議会HPで閲覧可)
 配布先：修善寺町・土肥町・天城湯ヶ島町・中伊豆町
 印刷：有限会社 修善寺印刷所

【発行・編集】 修善寺町外3町合併協議会事務局
 〒410-2416 静岡県田方郡修善寺町修善寺307 NTT修善寺ビル1F
 Tel 0558 74 3066(代表) Fax 0558 74 3067
 E-mail gappei@shuzenji.kyogikai.mishima.shizuoka.jp
 URL : <http://www.izucity.jp>

この会報と新市建設計画は、合併協議会ホームページ(URL : <http://www.izucity.jp>)でご覧いただけます。